

言語障がいのある子どもの理解：補助資料①

☆指導計画に生かせる実態把握の観点

「教育支援資料」では、言語障がいのある子どもたちの実態把握を進めていく上で、必要となる資料\*<sup>1</sup>について以下のような観点を挙げています。これらの資料に基づいて、対象となる子どもの教育上必要な指導内容・方法を設定し、その指導計画を作成していくことになります。



言語障がいのある子どもの実態把握の12の観点

□ ① **子どもの状態の把握**

子どもの状況について、本人や学級担任等及び保護者から情報を得ます。また、その情報について確認し、特別な指導の必要性の有無を考えることが大切です。

□ ② **本人の言語行動についての評価**

保護者からの説明に加えて、子どもの言語行動を客観的かつ全般的に評価し、教育上必要な配慮事項や指導内容を検討します。

□ ③ **コミュニケーション全般に関する評価**

子どもとの遊びや会話中での人や物とのかかわりを評価し、その印象や問題点をまとめます。

□ ④ **音声の評価**

平常時の音声を、共鳴（鼻にかかるなど）、音質（ガラガラ声、かすれ声など）、音声の大小、緊張の有無、発声に際しての特徴的随伴動作の有無等の観点から評価します。

□ ⑤ **発語内容についての評価**

会話場面などでの、発語の内容などについて文法的に、あるいは文脈の整合性等の観点から評価します。その際には、年齢段階を考慮して行うようにします。

なお、この項目については、発達検査の言語発達の項目を利用することができます。

□ ⑥ **構音についての評価**

日本語に含まれるすべての音韻について、正しく構音されているか評価します（絵カードを提示して発語させる、日常会話時や音読時の構音について確認するなど）。それぞれの音がどのように誤って構音されているかを記録し、誤っている構音については、正しい構音との聴覚的な弁別が可能か又は聴覚的に刺激を加える（正しい音を聞かせて復唱させるなど）と構音が変化するかどうかを見極めておくことも大切です。

\* 1：収集する情報については、教育上必要なものとして、教育的、心理学的、医学的な観点を基に、最小限にとどめるよう配慮することが大切です。

□ ⑦ **構音器官の運動についての評価**

舌、口唇、軟口蓋等の運動の適否について評価します。通常の食事動作（噛む、吸う、飲み込む）が行われているかを見ることのほか、発語時に舌や口唇が正しく動いているかを観察することも有効です。

□ ⑧ **話しことばの流暢性についての評価**

会話や音読の場面などで、吃音のパターン、頻度について評価します。また、本人からの苦手とする場面や音などについての申し出による情報も必要です。

□ ⑨ **認知等に関する評価**

必要に応じて言語にかかわる知能及び認知、あるいは情緒面に関する観点から評価します。

□ ⑩ **環境についての評価**

保護者や在籍する学級等の子どもに対する態度や意見及び実際のかかわり方などについて情報を得ることも大切です。

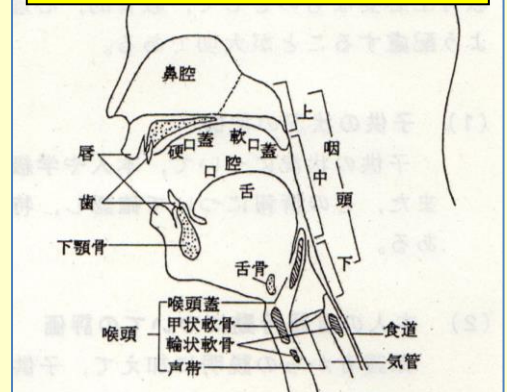
□ ⑪ **関係諸機関からの情報**

これまでかかわってきた教育、福祉、医療機関等からの情報を得ることも大切です。

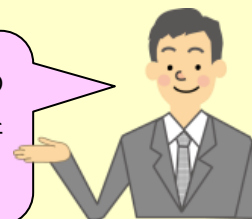
□ ⑫ **発達全体についての情報**

生育歴などから指導上必要な情報を把握しておくことが大切です。

図：「付属管腔・咽頭の正中断面」  
(教育支援資料より引用)



子どもの現在の言語障がいの状態については、その子どもの成長過程や将来を見通した上で、適切に判断していくことが大切です。



実態把握を丁寧に行うことで、本人への充実した指導と支援につながります。もし、不安な場合には、地域の「ことばの教室」に相談してみましょ。また、特別支援学校のセンター的機能\*<sup>2</sup>やお近くの通級指導教室の「ことばの教室」を活用したり、本センターにお気軽にご相談したりしてください。

\* 2 : センター的機能とは、学校教育法第74条において、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めるものとされています。福島県にある各特別支援学校については、『第1章 I (4)「特別支援学校とは」』をご覧ください。 福島県特別支援教育センター